

静岡県告示第344号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県立美術館の観覧料徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月23日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 徴収受託者

(1) 前売券受託者

地区	受託者名称	所在地
県内	静岡県立美術館ミュージアムショップ共同体	静岡市駿河区谷田 53-2

2 委託期間

令和6年4月1日から令和6年7月7日まで